スマートフォン（携帯電話）等端末についての規定

学校生活に必要がなければ、持ち込まない。保護者同意のもと学校に持ち込む場合は、以下の規定を遵守すること。

１　規定
（１）校内では、電源を切りバッグの中に入れておくこと。
（２）校外で使用する場合、周りへの配慮を考えマナーを守ること。
（３）保護者と使用についての約束事を決め､家庭環境調査書の同意欄に記入すること。

２　指導対象
・校内において許可なく使用した場合。
（　着信音・バイブ機能・アラーム機能・音楽機能・ゲーム機能　等　）
・自転車やバイクでの使用や交通に関して危険な場合。
（　各交通規定に準ずる　）
・その他、マナー違反をした場合。

３　考査に関して
・いかなる理由があっても、教室に持ち込まない。持ち込んだ場合は、規定違反とみなし特別指導とする。
・その他のことは、教務部の考査上の注意に準ずる。

４　その他
（１）トラブルが発生した場合は、保護者に相談し、場合によっては担任へ連絡すること。
（２）校内で利用する必要がある場合は、本校職員へ申し出て、その指示に従うこと。
（３）生徒の使用するスマートフォン等端末は、フィルタリングサービス設定にしていること。